

軽度者への福祉用具の例外給付について

軽度者に対する福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくいことから、原則貸与対象外となる種目（以下、「対象外種目」という。）が定められています。

ただし、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される場合は、対象外種目について例外的に給付することができます。

1 軽度者の考え方

要支援1・2及び要介護1の被保険者

ただし、自動排泄処理装置については、要介護2及び要介護3を含む。

2 対象外種目

- ア 車いす及び車いす付属品
- イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器
- エ 認知症老人徘徊感知機器
- オ 移動用リフト（つり具部分を除く。）
- カ 自動排泄処理装置

3 例外給付の対象となる要件

（1）直近の認定調査結果において別表1の要件に該当することが確認できる場合

- ・サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより必要性を判断すること。
- ・市への書類提出は不要

（2）該当する認定調査結果がない場合

- ・別表1の『「ア 車いす及び車いす付属品」（二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者』及び『「オ 移動用リフト」（三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者』については、対応する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより必要性を判断すること。
- ・判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこと。
- ・市への書類提出は不要

(3) 上記(1)及び(2)以外の場合

「厚生労働大臣が定める者のイ」（別表1）の対象とならない者についても、次の①～③の全ての要件を満たす事で、例外的に福祉用具貸与費の算定が可能となる。

- ① ケアマネジャー等が医師の医学的な所見に基づき、別表2のⅠからⅢまでのいずれかに該当すると判断していること
※医師の医学的な所見については、主治医意見書、医師の診断書による確認のほか、介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見による確認方法も可とする。
- ② ケアマネジャー等がサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断していること。
※必要性については、医師の医学的な判断が必須であることから、サービス担当者会議等の前に必ず医師の医学的な所見を確認すること。
- ③ 上記①②を実施の上、次に掲げる書類を市に提出し、確認を受けること。
※市の確認により適正であると判断された場合には、確認日以降、介護報酬の算定が可能となる。確認日より前の貸与については、介護報酬の算定は不可。

【提出する書類】

- ・ 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る理由書
- ・ 主治医の意見を付した書類
- ・ 居宅サービス計画
(ケアプラン第1表、第2表または介護予防サービス・支援計画書)
- ・ サービス担当者会議録等

4 3(3)③の書類の再提出の時期

福祉用具貸与の必要性の判断については、利用者の状態変化等により居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととなっているため、以下のいずれかの変更があった場合には、再度、市に理由書を提出すること。

- ① 市による確認後、別表2のⅠ～Ⅲの状況に変更が生じたとき
- ② 当該利用者の状態変化等により貸与する福祉用具の追加・変更が生じたとき
- ③ 当該利用者が更新認定・区分変更認定を受けたとき

別表 1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本情報1-7 「3.できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※(注) 参照
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本情報1-4 「3.できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本情報1-3 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本情報1-3 「3.できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶 ・理解のいずれかに支障がある者	基本情報3-1 「1.調査対象者が意思を 他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2~3-7 のいずれか 「2.できない」 又は 基本調査3-8~4-15 のいずれか 「1.ない」以外 その他、主治医意見書に おいて、認知症の症状が ある旨が記載されている 場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4.全介助」以外
オ 移動用リフト(つり 具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常常に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3.できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3.一部介助」 又は「4.全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※(注) 参照
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本情報2-6 「4.全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本情報2-1 「4.全介助」

※(注) アの(二)及びオの(三)については、該当する認定調査項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断します。

別表2

I	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者のイ」（表1）の状態像に該当する者
II	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者のイ」（表1）の状態像に該当するに至ることが確実に認められる者
III	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者のイ」（表1）の状態像に該当すると判断できる者

【具体的な状態像や疾患の事例】

類型	状態像の例	福祉用具の種目の例
I 頻繁な状態変動	パーキンソン病で内服加療中の「ON/OFF現象」によって、頻繁に起き上がりが困難になる状態。	特殊寝台
	重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態。	移動用リフト (昇降座椅子)
II 急性憎悪	末期がんにより急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台
III 重篤化回避	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地により回避する必要がある。	特殊寝台
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	特殊寝台
	脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれ発祥のリスクが高い。	床ずれ防止用具 及び体位変換器
	人工関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要があり、畳から椅子への移乗に一部介助を要する。	移動用リフト (昇降座椅子)

※上記については、あくまでも例であり、これ以外の状態像であっても、I～IIIの状態であると判断される場合もあります。

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付のためのフロー図

軽度者 = 要支援1・要支援2・要介護1の者
 (ただし、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)については、要介護2・要介護3を含む)

「厚生労働大臣が定める者のイ」に対応する基本調査の結果に該当する。(表1)
 ※資料開示を行い、調査票から該当の有無を確認する
 ※認定結果が出ていない場合は、調査票の確認ができないため、次の手順(NO)に進む

YES → **給付可**
 ※市への手続きは不要

NO

貸与しようとする福祉用具品目

イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品 ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器 エ 認知症老人徘徊感知機器 カ 自動排泄処理装置	ア 車いす及び車いす付属品 オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)
--	--

例外給付の対象とすべき状態像Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかに該当する。(表2)
 ①医師の医学的な所見に基づき判断されている
 ②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている
 ※①及び②を満たすことが必要

ア 車いす及び車いす付属品
 「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」である。
 オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
 「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」である。
 ※主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断する。

YES

NO

軽度者の福祉用具貸与の例外給付に係る理由書を市に提出 ※市が審査

可

不可

NO

YES

給付可
 ※「承認通知書」にて通知

給付不可

給付可
 ※市への手続きは不要